資料２

# 再生可能エネルギー発電施設による森林開発抑制に向けた新たな対策について

## １　背景・課題

国では、２０５０年カーボンニュートラル（令和２年１０月表明）、２０３０年度の温室効果ガス４６％削減（令和３年４月表明）の実現を目指し、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という）については、主力電源化を徹底し、地域との共生を図りながら最大限導入を促すこととしている。また、現在、本県においても「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」の見直しを進めているところであり、再エネ導入目標を引き上げ、その利用促進を図ることとしている。

一方、再エネ施設の事業計画を巡っては、特に森林に設置される場合、土砂災害や景観、環境への悪影響等を懸念する県民の声は大きく、反対の要望も多いことから、地域との共生を図りつつ、再エネの最大限導入と環境保全の両立を目指す新たな対策が求められている。

## ２　検討経過等

<u>令和元年９月　再エネ施設の望ましい設置のあり方について検討開始</u>

・太陽光発電施設の設置増加に伴い、様々な設置形態の出現や、発電事業者と地域住民との調整が十分なされていないと考えられる事案が発生していたことを契機に、地域と共生した再エネ施設の導入促進を目指し、再エネ施設の望ましい設置のあり方について、他都道府県における取組事例等を調査するなどし、検討を開始した。

<u>令和２年４月　太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインを策定</u>

・簡易な基礎工事のみで設置が可能であり、設置場所の偏在性が少なく、環境影響評価制度の対象未満のものが多いなど、太陽光発電が有する特殊性を踏まえ、地域住民に十分配慮しながら、施設を適正に設置・管理することにより、地域と共生した太陽光発電事業となるための取組を太陽光発電事業者に促すことを目的としたガイドラインを策定した。

<u>令和３年３月　太陽光発電施設の設置等に関する条例について検討開始</u>

・ガイドライン施行後は、事業者への周知やリーフレットの作成・配布、市町村との情報共有等により、ガイドラインの適切な運用に努めてきたが、ガイドラインに基づく届出率は６割程度にとどまり、議会や市町村等からは条例化の要望があったことから、条例化について検討を開始し、審議会等で議論を重ねた。

<u>令和４年７月　太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定、環境影響評価条例の一部改正</u>

・上記の検討結果を踏まえ、より地域と共生した太陽光発電の導入を拡大することを目的に、太陽光発電施設の設置等に関する条例を制定した。
・更に、環境コミュニケーション拡充を図るため、事業者に対し初期段階における住民説明を義務付けるなど、環境影響評価条例の一部を改正した。

令和４年６月～　規制強化の可能性や新たな対策の検討

・反対要望の状況や、議会での議論の内容などを踏まえ、森林開発の際に必要となる林地開発許可や環境影響評価などについて、これまでの取組実績や、他都道府県における取組事例を分析し、より効果的な手法がないか検討を重ねた。
・その結果、地域住民の同意の義務化などの規制を行うことは、財産権との関係で難しく、規制を強化したとしても、事業者が許可基準を満たせば、結果的に事業の実施が可能であることには変わりないため、規制強化による手法には限界があり、それに代わって、経済的ディスインセンティブを付与することにより適地への誘導を図ることが、有効な手段であるとの結論に至った。
・それらの結果等を踏まえ、再エネ施設の適地への誘導を目指す税制度について、基本的な考え方を検討し、とりまとめた。

## ３　新税の基本的考え方

### （１）目的

森林を開発した用地等に設置する再エネ施設に対し課税を行い「経済的ディスインセンティブ」を付与することにより、再エネ施設による大規模森林開発の抑制と、平野の未利用地などへの適地誘導を図り、地域と共生する再エネ施設の設置を促進するもの。

### （２）概要（案）

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 納税義務者 | 森林を開発した用地等において、再エネ施設により発電事業を行う事業者 |
| 課税客体 | 再生可能エネルギー発電施設<br>※稼働済み及び着工済みは除く |
| 使途 | 法定外普通税とし、特に使途は設けないが、税収があった場合は、再エネ施設の適地誘導策や地域の環境保全のための活動基盤の整備等に使用する |

### （３）今後の予定

令和４年１０月　　常任委員会にて基本的考え方を報告
令和４年１０月～　税制の有識者から意見聴取、納税義務者から意見聴取、県審議会での審議
　　　　　　　　　パブリックコメント、市町村意見照会等